

## 第 4 回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 9 月 30 日（金）15:00～17:00
2. 場 所 役場 4 階大会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（吉田委員、足立委員欠席）  
事務局：政策推進課（吉田課長、柳沢係長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
  - ・次第
  - ・出席者名簿（資料 1）
  - ・第 3 回審議会議事録（資料 2）
  - ・第 3 回審議会レビュー（資料 3）
  - ・自治基本条例（仮称）の前文構成 イメージ（資料 4）

---

**【概要】**

司会進行（吉田課長）

**1. 開 会****2. 議 事****1 第 3 回審議会レビュー**

**【事務局】** 資料 3 に前回の審議会レビューを纏めてあります。

第 3 回審議会を開催するにあたり、第 2 回審議会終了後に委員の皆さまに理念に関する追加意見を求め、その結果、三委員よりご意見を頂戴し、前回資料として提供しました。

2 番目として前回会議に於いて、皆様方から貴重なご意見を数々頂きました。

事務局では、本意見を「時間軸」を追って整理したい旨、お話し申し上げました。

この資料を今回（第 4 回）、ご提示すると発言しており、本日提供させて頂きました。

また、第 2 回審議会時にご発言のあった、追加の資料（県西地域 2 市 7 町）について、ご提供させて頂いております。

更に事務局から、全国的に見て特徴的な条例前文等について、資料を基にご説明をさせて頂いたことが、第 3 回の内容となっております。

また最下段に、今回の日程を都合により変更させて頂きました旨、記載しております。

前回のレビューとしては以上になりますが、具体的な内容については、その次の資料 4 に纏めてありますので、その際に、ご説明をさせて頂きます。

**【会 長】** ありがとうございます。

只今、ご説明を頂きました「第 3 回審議会のレビュー」について、皆様からご質問やご意見がございましたら、お願い致します。

**【全委員】** 特に意見等はなし

## 2 松田町自治基本条例（仮称）の理念について（3回目）

【会 長】続いて、これが今回の本題ですけれども、松田町自治基本条例（仮称）の理念について、資料4に基づき、事務局からご説明を頂きたいと思います。

【事務局】それでは資料4を事務局より説明致します。

只今、会長からお話しございましたが、前回は副会長に会議を進行して頂きました。その内容は、理念を構成するキーワードを深掘りするような形で、色々な意見を聴取させて頂いた会が、第3回審議会での内容であったかと思えます。

それを整理し、落とし込みましたものが、今回提示させて頂いた資料4でございます。今回で審議会は第4回目を迎えますが、これまでの全3回の会議の中で頂戴した意見、そして、事務局の中で必要であると思われる事項を時系列の中に落とし込みました。順に左側からご説明をさせていただきます。

時間軸の「過去」として、かつての郡都であったと、その時代では足柄地区の経済・行政の中核であったと。

そして、みかんや茶産業の隆盛していた、という過去。

また、松田町と寄村が合併して100年を超える町制という歴史があるということです。次に、「現在の町の資源や強み」を整理させて頂きますと、上から順に交通の要衝であると、また、子育て環境・高齢者福祉という行政施策が充実をしているということ。更に、寄地区がありますが、市街地が比較的コンパクトにまとまっている。

そして、富士山の眺望が素晴らしいこと。

また、西丹沢の麓の一角を形成しているということ、

次に足柄の温暖な気候に恵まれているところであり、観光資源としては桜やハーブ館等というような観光資源が存在し、豊かな自然環境として川であったり、自然に恵まれているとか、豊かな自然の中で寄地区では自然休養村に指定されていることが、町の資源的なもの、強みではないかという形で記載させて頂いております。

右側に移り、時間軸として「現在(制定背景・策定意図等)」という箇所に移ります。

課題認識が非常に重要であるというような形の意見を前回、頂戴しました。

全体として、厳しい現状認識の必要性は、前文に盛り込んでいくべきではなかろうかとの意見でしたので、具体的な表現としては、「しかしながら…」という形で、その後に何か文章を繋げられないかというようなご意見を頂戴しました。

現状認識としては、人口減少の他、商工業が衰退をしているとのご発言もあったかと思えます。

そして、当課で現在、地域座談会と称し、町内の十数か所を回り始めておりますが、この中で、自治会への加入率が下がってきているとか、地域コミュニティが抱えている課題についてお話を頂戴します。

こういった件を、現状認識として捉えるべきではなかろうかということですが。

この様な背景を踏まえ、まちづくりへの参加への機会を創出しないといけないといった必要性を鑑み、本条例を制定しなければなかろうかなど。

この様な意見を、課題の箇所で記載させて頂いております。

更に、時間軸の「将来」として、町の将来を担う子ども達の育成及び地元、郷土愛を醸成することが必要ではなかろうかと。

また、様々な機会で見聞を頂くという所で自由な意見で、意見交換できる環境づくりというものを未来に渡って創って行かなければならないのではなかろうか。

というような形で、「過去・現在・未来」という時間軸で、今迄、頂戴したご意見を踏まえながら、資料に収斂しました。

また、下段になりますが、前提と言っては何ですが、皆様から頂戴した意見の中で、本条例を制定するに当たり、こうした事項が前提条件として存在するのではないかという認識の下、表記しております。

具体には、表現方法としては分かり易い、口語調の表現を採用してはどうか。

また、町民主権の実現、情報の共有化。

更には、次世代につなぐような観点での条例制定ができないのか。

そして、全国的に自治基本条例が制定されておりますが、町独自の表現を採用することはできないか。ということ意見を審議会内で頂いています。

そして、資料右側になり、今後の検討課題であります。権利と責務という書き方では、少し強への表現かなというお話しもございますので、こうした表現を採用するのか。

また、町政 80 周年時点で制定した、町民憲章をどのように盛り込んでいくのか。

そして、将来の中でも子ども達の育成ということで、人を育てるという観点で、何か盛り込めないか。

更には、町への回帰性についても今後の検討課題であると。

また、一般的には町民・議会・行政の役割を明記するパターンが一般的ではありますが、それ以外の主体を条例中に明記する必要があるのではないかというご意見。

先程、前提として町民主権の実現というのがありましたが、条例の制定視点を町民目線化できないかというような意見。

また、地方分権という形で自治基本条例を制定する 1 つのきっかけという形で記載しているところが多く見受けられますが、それが必要かどうかというご意見も委員の皆様から頂戴しております。

以上が、過去 3 回の審議会の中で皆様から頂いた意見を「時間軸」の中で整理し、資料 4 として調整しました。

**【会 長】** ありがとうございます。

これまでの審議会の議論の中で、基本理念をどのように設定していくのかという議論を続けて参りました。

前回で、概ね集約できてきているのではないかと思います。

次に、実際の考え方・理念というのは、こういう形で前文の中に落とし込んで、高らかに謳う理念というものあり、どのような仕立てとするかが重要であると思われる。

その中身として、どういう項目を中に入れ込んだらよいのかということで、前回、時間軸で捉えてみたらどうかという方向性が決められたかと思えます。

主旨は、過去から現在の町の強み、それから、もう 1 つは右側部分のとなりますが、現状の中で、とりわけ印象に残ったのが、現状の良い部分だけではなくて、厳しい部分についても記載するべきではないのかという意見が出されており、その後、将来という構成で進めてはどうかということで進行しています。

その前提事項が、下段に記載されているとことでもあります。

また、前文だけでなく、この後に、議論をしていかなければならない条文の各項目の中に、この検討課題を、どのように落とし込んでいくのかという議論をしなければならない。

取り敢えず、検討をすべき要点という形で整理されている。

そこで本日は、資料 4 の上段部分、「過去・現在、未来」の中で、皆様から頂戴した

ご意見が、こういう形で良いのかどうか。

そして、もし良いとするならば、どういう形で前文として纏めていくのかというところを一緒に議論できればと考えています。

それでは、まず資料4に盛り込まれています中身について、ご意見を頂けましたらと思いますが、如何でしょうか。

【副会長】 前は、フリートキング的に委員の皆様のご意見を頂いた中で、全体的には網羅されているのではないかと捉えています。

会議の中では、過去から現在までは良いけれど、将来、町の将来の子ども達に受け継いでいくためにはどうすべきか、という観点は少し議論が足らなかったと考えている。

【会 長】 過去と現在の1~3は、ほぼ網羅されているのではないかとされる。

もう少し、4番目の町の将来あたりは、肉付けしておいた方が良いのではないかと。

【委 員】 1・2の過去から現在までの状況は良いかとされる。

しかし、3は策定背景や策定の意図等を示す箇所であるが、課題認識と方針が混在しているように思われる。

この項目の背景と意図を考えると、書き込むことが膨大となってしまう気がするので、概ねの認識・考え方を示すできではないかと考える。

また、町民憲章には非常に良いことが表現されているので、条例と共存させ、廃止せずとも良いのではないかと考えている。

ついでに、自治基本条例においても位置付をしてはどうか。

特に、町の将来像として示しても良いのではないかと。

【会 長】 ありがとうございます。

前文が長くなると、頭が大きくなってしまって、程々の所で纏めていかないとならないと思う。

あれもこれも読み込んでしまうということは、少し難しいということになるので、段階的には1~4でバランスが取れるような形にしていけば良いではないかと思うのですが。その辺りの3番で、実際に記述化していく時に良く議論した方が良いのではないかと考える。

ただ、将来の目指すべき将来像というのは、町民憲章があるので、この精神は、やはり条例の中でも謳うべきではないだろうかと思っている。皆様、如何でしょうか。

また、町民憲章に加え、子ども達の育成や郷土愛の醸成、意見交換の場づくりも合わせて示しておくべきかと思えます。

【副会長】 町を動かすのも人であり、町を作るのも人である。

人を育てるとするのは、町の指針として動かさないものであり、人づくりは重要である。

【会 長】 町民憲章は前文があって、その後5項目が掲げられている構成であります。

それでは、実際に資料4というのは、前文の中に入れてみたらどうかという概念とか、キーワードの話をしているので、具体的に文章になってみないと中々議論し辛い所があるかと思えます。

取り敢えず、こういう構成はどうかということで、賛成を頂いているようなので、また別途、ご覧頂きました町民憲章の精神を読み込んだ形で文章化してみるということをして、次回の審議会辺りに出来たらどうかと思うのですが、その際に、実際に誰が文章を作るのかという問題になります。

そこで、皆様のご意見をお聞きしたいのですが、誰が文章化するのが良いのかという所

でどうでしょうか。

色々なやり方があるかと思います。例えば、他都市では匿名で全員の方に文章を作成して、それを審議会の中で投票し、そして最もよいものをピックアップし、審議会で議論し、修正をして、最終的な前文に纏め上げるという方式を採用した団体もある。

それから、静岡市の場合には、事務局の方で原案を作成してもらい、それをたたき台にしながら、審議会で意見交換を行い、最終的な前文にしたという所もある。

もう1つのやり方としては、町長に書いてもらって議論をしていくということもあるが、中々、そうした方に書いて頂いたものは修正が出来ないことから、その方法は、お勧めはできないのですけれども。皆様、如何でしょうか。

**【委員】** 会長若しくは事務局で案の作成をして頂き、それを審議会で議論する方法が良いと考えおり、作成をお願いしたい。

その際には、他市町村の良い所を参考にしながら作成してはどうか。

**【会長】** 他の委員の皆様、如何でしょうか。

**【委員】** 具体的な案がないと検討することができない。

前回の審議会でも言いましたが、本町が自治基本条例を作成する必要性は何なのか。

もっと町民の声を聞いてみてはどうか、とする議員がいたが、行政や議会に頼ることが本町の長年の欠点ではないのかとは思われる。

住民主権の立場からものを考えていった場合に、良い方向に動かなかった経緯があり、そうした気持ちを持って書いていかないと、自治基本条例は、形が出来ただけになってしまう。

**【会長】** ありがとうございます。

正に、私達がやらなければならないことは、頼ることから脱却し、町民がそういう意識になっていくということなのですけれども、こうしたことも意識しながら、前文を書く。それから町民が主体的に関わっていくこと、参加し易い状況を、どうすれば創れるのかという観点から、自治基本条例を作っていくということをこの審議会の考え方として頂ければと思います。

では、事務局の方で汗をかいて頂き、原案を作成してもらい、次回の審議会に提示して頂いてはどうでしょうか。宜しいでしょうか。

では、そういう形で進めさせて頂ければと思います。

**【副会長】** 個人的に、前文の案を作成してみたが1~3までは作成・書き込むことはできたが、4を書くことができなかった。

**【会長】** それでは、事務局で原案を作成して頂き、その原案を基に、次回に色々なご意見を伺いながら審議会で検討するという形をお願いしたい。

**【事務局】** そこで、確認したいことが2点程あります。

これまで議論し、頂戴した意見を基に、糸を紡いでいくことになるかと思いますが、その中で町民憲章という話しがございました。

その、町民憲章を分割して入れ込むことも考えられますし、町民憲章の精神を残しつつ、条例とリンクしているような形式を前回にご提示をさせて頂いているかと思います。

そのやり方によっては2パターンがあるかと思います。

また町民憲章は、自治基本条例を策定しても無くならないものであると、事務局は理解しており、町民憲章に記述されている事項を具現化していくための条例であることから、分割をしないほうが条文の形として望ましいのかなと考えます。

次にスケジュール的な話しになりますが、次回審議会の前に皆様にご提示をして、その結果を踏まえ、反映させて、第5回審議会に望むのかの2点になります。

スケジュールと、町民憲章の取り扱いについての2点を確認させて頂きたい。

【会 長】松田町民憲章は、重要な理念を述べていると思います。

それをどのような形で活かせるのかということであるということ、目指すべき将来像の箇所包括的に入れ込むこと等について、確認しておく必要があると考えておりますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

町民憲章の5項目をバラバラにするのか、それを包括的にして、他の自治体が比較的に言うような、町民憲章を実現するために自治基本条例があるという考え方になります。

【事務局】前回にご提示した、特色のある自治基本条例前文の東村山市のようなものとするのか。

【副会長】個人的には、前文の中に包括して入れ込むパターンで書きとめて頂きたい。

【会 長】前回資料で頂いた、東京都東村山市を拝見しましたが、市制施行宣言と東村山市民憲章の中にある明るいまち、思いやりのあるまち、文化の香り高いまちを創るといくことでになります。

全部を表現すると非常に長くなってしまいますので、「…憲章等を踏まえ～」といった表現になるのではないかと思います。

【委 員】前文だけではなく、個別条文の検討もあわせて進めていく必要がある。

町民が、自立や責任を持てるためには、様々な情報等を議会や行政が示すことが重要であるのではないかと捉えている。

【会 長】ありがとうございます。

審議会としての松田町における住民自治とは何なのか。

それについては、住民主権、住民の意見を聞くといったことが了解の基で自治基本条例を策定するということである。

その辺りの事が、目で見てわかるようにしておくことは必要かと思えます。

前文の中で記載しておけば、その精神はずっと継承されていくということになります。

【副会長】地方分権一括法の主旨は、「自らのことは考え、行動する」ということが謳われており、町民憲章を示すことと合致するのではないかと考える。

【会 長】それでは事務局に先程、申し上げた件。或いは、ご意見等を踏まえて、次回迄のご提示をお願いしたい。

もし、1案に纏まらなかったとすれば、2案になっても良いかと思えます。

色々な選択肢があるかと思えますので、その条件の中で、取り纏めて頂けましたらと思えます。宜しくお願い致します。

それでは、本日、まだ時間もありますので、全体を見通した中で、どのような構成にしていったら良いのではないかと、骨子についてお話が少し出来ましたら助かります。何も資料等がない中では議論が難しいので、全体の構成等について示した、以前お配りしている資料であったかと思えますが、それを基に議論を進めてはどうか。

それでは、簡単に事務局の方からお願い致します。

【事務局】全体構成については、前回の審議会に2市7町分のデータをA3版でお示ししているものを、ご確認を願います。

【委 員】次回、前文を決定して、条文と前文での協議をできるようにして頂きたい。

【会 長】自治基本条例としては、全体としての体系性を持っていないとにならないので、次回審議会、前文を概ね確定したとしても、変更しないということではありません。

場合によっては、条文の状況を見て変更していくこともあり得ることである。

【委員】住民投票条例については定めているところとなっていないところとがあり、1/3以上の発議（1/6以上が合併）が条件となっているが、考えてもらいたい。

パブリックコメントを別にするのか、含めるのかを考える必要がある。

【会長】ありがとうございます。

住民投票の条文が定められていないのが、近隣では、湯河原町だけであるが、状況等の確認をしておいていただきたい。

実は自治基本条例を策定する時に意図的に除外しているところもある。

次回迄、調べて頂けますでしょうか。

【事務局】自治基本条例の中に常設型となっているパターンと、委任する形として、他のもので対応するパターン、全く記載していないパターンがあるかと思いますので、確認をさせて頂きます。

【会長】実はどちらかと言いますと、住民投票条例を定めないとならないが、地方自治法に沿って定めるということになります。

その場合に、常設型にしますと、住民の何分の1の署名が必要になるかの割合の部分別途で議論をしていかないとなくなるとなる。

先程、言われた広島市の場合には常設型になっていると思われ、必要署名数が集まれば、自動的に住民投票を実施することができることになる。

近年では少なからず、常設型にする市町村が増えてきており、これからの1つの論点であると思われます。

住民投票制度については審議会の中できちんと検討していく必要があります。

【委員】情報提供・開示における重要案件等は別として、その他の情報等については、町民に対しての情報開示を広く示すべきである。

そのことにより町民がまちづくり関心をもってもらえるのではないかと。

自分に関わりがなければ、関心は低くなっていく一方で、必要と思う人だけになってしまう。

情報については、行政からの発信を行なうことが、協働参画社会の実現に繋がっていくことから、情報提供・共有と進めていく必要がある。

【会長】ありがとうございます。

情報公開条例についてはどうなっているのか。

【事務局】情報公開条例自体は策定しており、実際の開示請求は年間に数件程度である。

審査会については、上郡5町で一体的に行なっている。

【会長】全体の手続きは、他条例に基づくものとする。

行政運営の中で「情報」を示すところもあれば、章・節で示し、重要性を示しているところもある。

自治基本条例になるので議会との関わりで、触れているところあれば、触れていないところもある。

【委員】総合計画の基本構想が議会議決事項でなくなったが、自治基本条例に盛り込むのか。

【会長】自治法の改正に伴い、総合計画における基本構想が議会議決事項ではなくなっている。総合計画においても計画体系に基づく項目があるので、内容を整理する必要がある。

【委員】情報共有は非常に大切であるので、「章」として考えて頂きたい。

北海道ニセコ町では予算説明書を全戸に配布して、町民ファーストの考え方を重視して

いる。

- 【会 長】情報提供・共有を大切にし、章立てをしてはどうか。  
地域コミュニティや子ども、高齢者の参画を促していく必要がある。
- 【委 員】条文には「子どもの育成・参加」は必要である。  
18歳の選挙権の引き下げによる主権者教育の実施と充実を図っていく必要がある。
- 【委 員】将来像に「子どもの育成・参加」は示すべきである。  
また、子育て支援住宅等の整備を進め、松田町の住まう人の増加に努めていく。  
子育てに関する新選地として頂きたい。
- 【会 長】ありがとうございました。  
若い世代が自分の意見を言える環境づくりを進め、町政に関わらせる仕組みづくりを進めていくことが重要である。
- 【委 員】長野県下条町では、子育て支援住宅への入居を進めていく一方で、地元消防団への参加を条件として行なっている。
- 【委 員】但し、子どもに責任を負わせすぎないためにも、中間世代の意識を変えていくことが必要である。  
子どもだけではなく、親世代の意識を変えていくことが必要である。
- 【委 員】子育て支援等を行っているが、実感が伴っていないこともある。  
子どもあつての松田町にしていくべきである。
- 【委 員】子どもが松田町に住み続けられるまちにすることが大切であるが、まちの活性化に繋がっていない。  
現在は、医療費補助を中学生まで、また科目を歯科まで拡大しており、将来的な医療費の削減に繋がっている。  
近隣の市町間で連携等を結び、就職ができる環境づくりを展開していく必要がある。  
若い世代の意見を、今後は様々な場や機会を通じて取り込んでいくべきである。
- 【会 長】他自治体と連携の強化を図っていく必要がある。  
次回の審議会では前文と構成の提示を願います。

### 3. その他

・特になし

### 4. 閉 会

---